

家畜衛生情報

飼養衛生管理マニュアルの作成をお願いします！
 ～令和4年1月末までに～

令和2年10月に改正された飼養衛生管理基準により、全ての家畜の所有者に、**飼養衛生管理マニュアル**の作成が義務づけられました。

令和4年1月末までに作成が必要です*！

※豚・いのしし所有者は

R3.3月末までに作成

○飼養衛生管理マニュアルとは？

各畜産現場での毎日の衛生対策を徹底して実践することを目的に、作業内容をマニュアル化するものです。



○マニュアルの作成方法は？

① 飼養衛生管理マニュアル例（ひな形）を利用する

後日、家保から郵送または家保獣医師の立入時にお届けします。

※インターネット環境が整っているパソコン等をお持ちの方
 長野県ホームページからデータをダウンロードできます。

長野県家畜防疫対策室トップページにある
 飼養衛生管理基準に関すること> 飼養衛生管理マニュアル
 > 該当するひな形をクリック（パワーポイント）



② 農場ごとの作業体系に合わせて加筆・修正を

詳しくは
 家保からの
 送付物を
 ご確認ください

農場内の写真や作業内容に変更するなど、ひな形を加筆・修正をしてください。また、作成の際は、担当獣医師または家保獣医師の意見を反映してください。



③ 印刷し、掲示や配布等で従業員・立入者に周知を



作成後も、農場の状況の変化や、獣医師の指摘等を踏まえて、**更新し続けることが重要です！**

【ご不明点等ありましたら、最寄りの家畜保健衛生所へ連絡を！】

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439	長野	026-226-0923
伊那	0265-72-2782	松本	0263-47-3223	県庁園芸畜産課	026-235-7232